

「宇都宮市モビリティ・マネジメント実施業務」仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

宇都宮市モビリティ・マネジメント実施業務

2 本業務の背景と理由

- 本市では「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ（SSC）』を将来的なまちの姿として掲げ、その実現のための施策を進めているところであり、SSC実現を支える持続可能な都市構造のあり方としてネットワーク型コンパクトシティ（NCC）の実現に向けたまちづくり施策・交通施策を一体的に取り組んでいる。
- その中で、宇都宮都市交通戦略などに基づき、公共交通の利用促進を図ってきたところであり、その手法として公共交通をかしこく（選択的に）使うための働きかけとして、「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施してきた。
- また、JR宇都宮駅東側ライトラインの開業やバスの新設・再編などに合わせ、令和5年度から令和7年度にかけて、公共交通を「かしこく」（選択的に）使えるよう、沿線に居住・通勤・通学する者を主な対象としたMMを実施してきた。
- さらに、ライトラインのJR宇都宮駅西側延伸を見据え、これまで実施してきたMMを踏まえながら、今後の中長期的なMMの目指すべき方向性などを示した「宇都宮版MMアクションプラン」を策定した。
- 今後、ライトラインの駅西側延伸の進展により、既存のバス路線などのハード面の環境の変化も想定される中、これまで以上に公共交通を「かしこく」使ってもらうためには、ライトラインやバスをはじめとした階層性のある公共交通ネットワークを乗り継いで利用してもらうことが重要である。

3 本業務の目的

本業務は、乗り継ぎをはじめとした公共交通利便性向上の取組と一体となった、MM事業の内容を具体化した上で事業計画を策定し、事業を実施するもの。

また、事業の実施による定量的な効果分析を行うとともに、令和9年度以降の事業運営にあたり、改善に向けた検証プロセスについて提案させるもの。

4 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月26日（金）までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本業務の遂行にあたり、受託者は本仕様書に定める事項を遵守するものとする。

なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に明記なき事項であっても本業務遂行上、必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により対応を決定するものとする。

2 業務内容

企画提案の内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 技術者及び業務管理者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、または本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たり、本仕様書に従うほか関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県・市等）との整合及び調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡をしてはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

委託者が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。

9 権利の帰属

本業務にかかる成果品の著作権等の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、委託者から貸与を受けた資料については、そのリストを委託者に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、委託者から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

11 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく委託者に報告するものとする。

12 議事録

受託者は、業務遂行にあたっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

13 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、委託者の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ①業務工程表
- ②技術者届及び履歴書
- ③業務実施計画書

- (2) 業務完了時
 - ①業務完了届 ②成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

1 4 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任技術者は、業務着手時及び成果品納品時及び主要な打合せに、照査技術者は業務着手時及び成果品納入時には出席するものとする。

1 5 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

1 6 成果品

- ・ 調査報告書 A 4 版 製本 3 部
- ・ その他関係書類 一式
- ・ 上記成果品に係る電子媒体 (CD-ROM等)

1 7 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、MicrosoftWord, MicrosoftExcel, 又は、これらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 業務内容

(1) MM事業内容の具体化・事業計画の策定

本市がこれまで実施したMMの取組(※1)で得られた知見を活かし、乗り継ぎをはじめとした公共交通利便性向上の取組(※2)と一体となったMM事業内容を具体化すること。

MM事業内容の具体化にあたっては、本業務において実施するMMにおいて効果が見込まれる「対象者の抽出」及び「実施手法」の考え方を示すとともに、実際の公共交通利用を促すための「動機付け資料等」も示すこと。

事業計画の策定にあたっては、次年度以降の継続性などにも配慮した計画とすること。

※1 本市がこれまで実施したMMの取組等

- ① LRT開業・バス路線再編と併せたモビリティ・マネジメント実施業務報告書(令和5年度～令和7年度)(「参加申込書」提出後に提供)
- ② 宇都宮版MMアクションプラン(「参加申込書」提出後に提供)

※2 公共交通利便性向上に向けた取組・連携したMM事業の実施イメージ(別添「公共交通利便性向上に向けた取組」参照)

- ① 運賃負担軽減策「オフピークパス」(P1)
認知度向上と新制度のスタートを機とした利用促進MMなどを想定。
- ② モビリティハブ、中央地区・築瀬地区の地域内交通「いちょう号」(P2)
サービスを楽しむことができる見込まれる地域・世代をターゲットとした住民MMや、認知度向上と今後のモビリティハブ展開への反映を見据えたMMなどを想定。

(2) MM事業の実施

(1)で策定した事業計画に基づき、MM事業を実施すること。

(3) 既存のMM事業運営支援

委託業務以外で実施している学校MMや企業MMの取組を効果的・効率的に実施するために、手法等に関する助言などの運営支援を実施すること。

(4) 効果検証の実施

業務の実績把握や目標到達への状態把握のため、アンケート調査等による定性的な評価及び利用状況等に基づく定量的な評価を組み合わせた効果検証を実施すること。

(5) 事業評価、改善に向けた検証プロセスの提案

ア. 事業評価

(4)を基に、MM事業の評価を行うこと。

イ. 改善に向けた検証プロセスの提案

令和9年度以降の事業運営にあたり，改善に向けた検証プロセスについて提案すること。

以上